

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年7月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和3年4月8日 11時00分ごろ
発生場所	千葉県南房総市野島崎東南東方沖 野島崎灯台から真方位108° 2.1海里付近 （概位 北緯34° 53.5′ 東経139° 55.7′）
インシデントの概要	作業船第五大多喜丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年8月24日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	作業船 第五大多喜丸、19トン 273-7411 福島、株式会社大滝工務店 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力441.30kW、回転 数毎分1,350、6気筒、ボア165mm、使用燃料A重油、平成 6年5月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.2m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、回航の目的で、千葉県館山市の造船所に向けて千葉県九十九里町片貝漁港を出航し、野島崎東南東方沖を航行中、主機の潤滑油圧力低下の警報ランプが点灯して主機が停止した。</p> <p>船長は、主機の再始動を試みたが始動できず、運航不能と判断して118番通報をした。</p> <p>本船は、巡視船にえい航されて南房総市千倉漁港に到着した後、造船所職員の調査により燃料油系統の1次こし器と主機との間に設置された沈殿槽内に装備されたこし器（以下「本件こし器」という。）にスラッジが詰まり、主機に燃料油が供給されていなかったことが判明した。</p> <p>本船は、約3年間運航されずに係留された状態であったので、出航前に主機の整備が行われたが、本件こし器は清掃されていなかった。</p>
分析	本船は、約3年間運航されずに係留された状態であり、出航前に主機の整備は実施されたが、本件こし器が清掃されていなかったことから、航行中、本件こし器にスラッジが詰まり、主機に燃料油が供給さ

	れず、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと推定される。
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、約3年間運航されずに係留された状態であり、出航前に主機の整備は実施されたが、本件こし器が清掃されていなかったため、航行中、本件こし器にスラッジが詰まり、主機に燃料油が供給されず、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者は、運航されていなかった船舶を使用する場合、燃料油システムの清掃を十分に行ってから航行すること。</li> </ul>